

また、学生寮の維持費についても、16年度は、学生負担金収入528千円に対し、支出は、舎監の報酬、ガス代等350万円あまりとなっており、大幅な赤字となっている。

このような学科の廃止による入寮生の減少、財政難等を踏まえ、平成19年3月末日をもって学生寮を閉鎖する予定で検討している。

また、看護職員修学資金貸付金については、従前は、貸与学生に対して、年度当初に面接を行っていたが、卒業年次の学生については、年度当初では進路がはっきりしておらず、償還等に関する具体的な面接ができないため、面接時期を後期に行うこととし、現在順次面接を実施している。この時期にすることにより、就職先によって返還が免除になったり、全額返還、半額返還等具体的な指導を徹底し、償還義務の周知徹底を図ることとしている。

卒業年次以外の貸与学生についても、償還義務を負うことを周知徹底する面接を順次実施し、収入未済の防止に努める。

監査結果報告年月日	平成17年3月28日
-----------	------------

監 査 の 意 見
-----------

○研修事業のあり方について

総合教育センターでは各種研修事業を実施しているが、その成果の把握を客観的に行う必要がある。一部の高等学校では、指導力向上のため指導内容の検討や指導方法の充実を目指して公開授業を実施し、教員が相互に評価しながら、自己の研鑽に努めるなど成果をあげているところもある。今後も回数や対象教科を多くするなどの努力を望むところであるが、当センターの研修事業においても、公開授業を積極的に実施するなど、研修成果が教育現場で活かされるよう検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

(総合教育センター)

成果の客観的な把握について、平成18年度より総合教育センター運営協議会を設置し外部評価を取り入れるべく予算措置を行う予定とした。

公開授業による教育相互評価については、初任者研修および10年経験者研修等の中で、小学校、中学校、高等学校、障害児教育諸学校の各分野において、全員が公開授業に参加しあわいが評価し合う研修を実施しているところである。

今後も初任者研修および10年経験者研修等において各所属での公開授業をより多く実施し、効率的な職場研修を行うべく指導することとした。

また、教育現場で子どもが育つ授業をいかに進めていくかという教師自身の授業づくりにおける、より高い指導力が求められているため、平成18年度より「授業づくり共有化事業」として授業づくりの参考となる優れた授業を多くの教師に広げるためビデオに収録し研修の中での活用、校内研究での活用を図ることとし、県内教員の授業づくりの共有化を推進する。

監査結果報告年月日	平成17年3月28日
-----------	------------

監 査 の 意 見
-----------

○農業高等学校のあり方について

農業の担い手が高齢化する中、農業学科を持つ高等学校が、いかに後継者を育てることができる学校となるかが課題である。

都市近郊型農業の取り組みや実習田での環境こだわり農業の実践など、農業の将来的な姿を展望し、人材育成に繋がる特色ある学校づくりに努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

(長浜農業高等学校、八日市南高等学校、湖南農業高等学校、甲南高等学校)

これまで、農業基礎教育の実施、環境こだわり農業の実践、特産品の開発、淡海生涯カレッジの取り組み、農業ふれあいスクール等地域の学校との連携事業、インターンシップでの農家への生徒派遣実習などの活動を通じ、農業の担い手育成の基礎教育を担ってきた。

農業の将来的な姿を展望した特色ある学校づくりは重要であり、今後も、地域と連携した販売所の開設、農業大学校との連携による特別講座の開講と5年間一貫教育への模索、

外部講師の招聘、中学校の上級学校訪問への対応等積極的な広報活動、行政機関との連携などにより、特色ある高校づくりに一層努めていく。

監査結果報告年月日	平成17年4月26日
監査の意見	

○試験研究機関の評価について

試験研究機関において一層の機能の向上を図るために、その業務の特殊性、専門性から業績評価は極めて重要である。このため、業績評価への取り組みを積極的に進めるとともに、評議員会等による外部評価の導入についても検討されたい。

また、研究課題に関する評価については、平成15年度行政監査において、評価方法の明確化や外部評価の導入など評価の充実を求めるところであり、県では、平成16年度に「滋賀県科学技術政策大綱」を改訂するとともに「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」を策定している。今後は、これらに基づき、研究課題に関する評価についても一層の充実に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖・環境科学研究所)

行政ニーズ・社会ニーズに対応した課題解決と成果重視の観点に立った効果的・効率的な業務運営を推進するため、平成17年8月に「滋賀県琵琶湖・環境科学研究所評価実施要綱」を定め、当センターの機関運営全般に関する評価および研究課題に関する評価のシステムを整備した。

また、この要綱に基づく評価実施機関として、内部評価とともに、評議員会を設置し外部評価の導入を図った。

(琵琶湖博物館)

琵琶湖博物館の研究は、①総合研究・②共同研究・③専門研究（申請専門研究と専門研究）を組み合わせて行っている。

このうち①、②および③のうち申請専門研究については、開館以来、研究審査会を開催し、業績評価とともに、研究課題に対する評価を行ってきた。研究課題は、複数年かかるものがほとんどであり、一度研究審査会で承認された研究プロジェクトでも、毎年業績評価を受けて修正を求められることもあり、8人の外部委員と2人の内部委員でかなり厳しい研究の審査を行ってきた。

しかし、③のうち専門研究においては、評価が充分に行われていなかったので、平成16年度より研究部代表者会議において、専門研究についても、課題を評価するよう改善した。研究部代表者会議による評価は内部評価ではあるが、まずは内部評価が重要であるとの考え方から、迅速に対応したところであり、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」に基づき、今後も一層研究課題に関する評価の充実に努めていきたいと考えている。

(衛生科学センター)

当センターでは、試験研究管理要綱に基づいて年度初めに試験研究実施計画書を、業務終了時には終了報告書を作成している。本年度は、研究評価実施要領に基づいて7月29日に前年度の4題の試験研究課題について内部評価を行った。対象課題については担当者による発表ののち、評価委員による評価を行い、評価結果については意見を付して調査研究担当者にフィードバックした。

地方衛生研究所である当センターの業務としては、「試験検査」、「調査研究」のほかに、「技術指導」および「公衆衛生情報の提供」の四つの柱がある。「調査研究」についても重要な柱と位置づけているが、これらの業務は密接に関連しているため、全般的な業務について外部評価を受けることとした。なお、現在実施している試験研究管理要綱に基づく評価（内部）についてはそのまま継続し、来年度に学識経験者等（3人程度）を選任し、業務全般について外部評価を受ける体制を構築する。

(工業技術総合センター)

試験研究機関における業績評価について、当センターは、県内企業の技術力向上のための支援を通じて、県の産業競争力を強化することを使命としており、常に県の行政部局と一体的な連携を図りながら多様な産業振興施策を推進している。

設立以来、技術相談指導、試験機器開放、研究開発を3大主要事業と位置づけているが、近年はこれらに加えて共同研究や研究会活動の産学官連携事業、技術研修やセミナー等による企業人材の育成、レンタルラボを活用したベンチャー企業育成、など事業の充実・多様化を図っている。

これらの機能のうち主要なものについては、その成果・業績を県の組織目標や施策評価の中で評価を行っているが、センターあるいは部独自の評議員会や外部評価制度はないことから、今後、他府県や県の他機関の例も参考に検討を進める。

また、研究課題に関する評価について、当センターでは、「商工観光労働部試験研究機関研究推進指針」に基づき、平成11年度より研究課題に関する評価を実施してきている。さらに、13年度からは重点研究について外部の有識者による外部評価を実施し、評価結果の公表も行っている。特に、研究企画については評価項目や評価方法を定め、確実に運用することで評価の客觀性や透明性の向上に努めている。

現在、部の研究推進指針の改訂作業が進められており、平成17年度中に改訂を行い、18年度より新しい評価システムを実施に移す予定である。

#### (農業技術振興センター)

当センターは、農業分野における試験研究・新技術の開発を横断的に推進するとともに、試験研究成果の迅速な普及、環境と調和した農業の確立と担い手育成を総合的に推進することを目指している。

こうした目的を達成するための礎をなす試験研究については、農業者をはじめ県民ニーズの的確な把握ならびに行政施策との整合性を図ることが重要であることから、平成13年度よりセンターとして外部委員11人で構成する「農業技術振興センター試験研究等推進委員会」（構成メンバー：県指導農業士、集落営農組織、消費者団体、食品流通販売関係企業、学識および行政経験者等）を設置し、年二回の委員会を開催する中で試験研究のあり方や成果の評価・反映等についての幅広い意見聴取を行い、行政課題等の解決ならびにセンターのより効果的、かつ効率的な業務運営が図れるよう努めているところである。

今後は、より明確な業績評価の実施に向けて、当委員会運営のあり方ならびに他府県や本県の試験研究機関等の事例も参考にしながらその方策について検討を進める。

また、研究課題に関する評価については、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」に基づき、平成17年3月農政水産部において「滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領」が定められた。

当要領により滋賀県農林水産技術会議に外部評価委員会が設置され、外部評価制度が整備された。

具体的には、平成17年7月27日にセンターにおいて試験研究、普及および行政（農業経営課・環境こだわり農業課）関係職員による内部評価会議を実施し、また、9月15日には農林水産技術会議による外部評価委員会が実施され、当センターの試験研究課題にかかる評価を受け、一定の成果を得たところである。

今後も同要領に基づき、毎年度実施とともに、センターとしてより効果的、かつ効率的な試験研究の遂行が図れるよう努めていく。

#### (畜産技術振興センター)

当センターは、県内畜産業の振興を目的に、県民ニーズや行政施策との整合を図りながら、試験研究、育成牧場運営、農家技術指導の業務を推進している。これら業務の成果や業績については、組織目標や施策評価の中で評価を実施し、また、組織や研究のあり方および成果の評価・反映等については、農業総合センターの試験研究等推進委員会において、外部委員からの幅広い意見聴取により、効果的、効率的な業務の推進に反映させてきたが、より明確な評価の制度が求められるところである。

平成17年度から単独機関となったことから、その組織体制に適した外部評価委員会の設置について、他府県や県内試験研究機関の事例を参考に検討を進める。

研究課題に関する評価については、滋賀県農林水産技術会議において平成17年3月30日付けて「滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領」が施行された。当センターでは、これに基づき、「畜産技術振興センター内部評価実施要領」を策定し、平成17年8月12日に内部評価会議を実施した。また、9月15日には農林水産技術会議による外部評価委員会が実施され、畜産関係の試験研究課題も評価を受けた。今後も毎年度要領に基づき実

施することとした。

(水産試験場)

当場は、漁業の発展と活性化を図るための試験研究、技術開発およびその普及を通じて県の行政施策を技術面から推進・支援している。

その成果・業績については、県の組織目標の中で評価を行っているが、当場独自の外部評価制度はないことから、今後、他府県や県の他機関の例も参考に検討を進める。

また、研究課題に関する評価については、滋賀県科学技術政策大綱に基づき、滋賀県農林水産技術会議において平成17年3月30日に「滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領」を定め評価方法を明確化するとともに、外部評価委員会を設置し、外部評価の導入が図られた。当場では、「滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領」に基づき「滋賀県水産試験場試験研究課題内部評価実施要領」を策定し、平成17年9月5日に内部評価会を実施した。また、9月15日に農林水産技術会議による外部評価委員会が実施され当場の試験研究課題も評価を受けた。

監査結果報告年月日	平成17年4月26日
監 査 の 意 見	
○高等学校に対する支援について	
当センターにおいて産学官の連携による試験研究事業を推進しているが、次世代のものづくりを担う人材を育成する観点から、大学との連携のみならず高等学校工業系学科の生徒・教員をも視野に入れた取り組みについても検討されたい。	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(工業技術総合センター)	
当センターでは、大学との活発な連携により将来を展望した次世代人材の育成対策に取り組んで来ている。また、信楽窯業技術試験場では従来から地元高校との交流を実施しているが、さらに、この取り組みを拡大させ、高等学校を対象にした学習の受け入れを行っていくこととしている。	
ア. 今年度の新たな取り組みとしては、17年8月2日に当センターにおいて、先端科学体験実習として彦根東高校生の一日間の学習を実行した。	
生徒と教員の約20人が参加し、午前は、産業や技術展望・センターの活動の説明と施設見学、午後は、機器を操作しての体験実習を行い、生徒にも好評で大きな成果を得ることができた。	
イ. さらに、工業系高等学校などを対象に学習の働きかけを行うこととし、年度内に関係高校を訪問し、センターを利用した学習機会の実現を促すこととしている。	